

県指定末吉鳥獣保護区

更新計画書

平成18年9月22日

沖 縄 県

1 指針

(1) 鳥獣保護区の名称

末吉鳥獣保護区

(2) 鳥獣保護区の区域

那覇市首里末吉町1丁目149番地の西端を起点として北進し花見橋と同市首里末吉町1丁目174番地14の交点に至り、同所から安謝川沿いに北西に進み同市首里末吉町1丁目175番地4の北端に至り、同所から安謝川を横断し北進し同市首里末吉町1丁目64番地2の西端に至り、同所から安謝川沿いに東進し同市首里末吉町1丁目62番地2の西端に至り、同所から北進し同市首里末吉町1丁目66番地の南端に至り、同所から西進し同市首里末吉町1丁目66番地の西端に至り、同所から北東に進み同市首里末吉町1丁目124番地の南端に至り、同所から北西に進み同市首里末吉町1丁目131番地の西端に至り、同所から北東に進み同市首里末吉町1丁目27番地の西端に至り、同所から北東に進み同市首里末吉町1丁目28番地の西端に至り、同所から北東に進み同市首里末吉町1丁目19番地1の北端に至り、同所から同市首里大名町1丁目と同市首里末吉町1丁目との境界線を尾根沿いに南東に進み同市首里末吉町1丁目7番地と同市首里大名町1丁目176番地1の交点に至り、同所から南西に進み同市首里末吉町1丁目6番地の南端に至り、同所から南東に進み同市首里末吉町1丁目3番地1の東端に至り、同所から安謝川を横断し南進し同市首里末吉町1丁目79番地8の北端に至り、同所から東進し同市首里儀保町4丁目18番地1の東端に至り、同所から県道宜野湾南風原線沿いに南進し同市首里儀保町4丁目15番地4の南端に至り、同所から途中末吉公園と儀保公民館との境界を通過し西進し起点に至る線により囲まれた区域

(3) 鳥獣保護区の存続期間

平成18年9月26日から平成38年9月25日（20年間）

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

①鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

②鳥獣保護区の指定目的

当該区域の中央部を東側から西側へ安謝川（2級河川）が流れている。当該区域の全域は、那覇市の都市公園区域であり、北側の丘陵に国指定史跡の末吉宮がある。

当該区域では、鳥類のカワセミをはじめ、ほ乳類のオリエオオコウモリやリュウキュウジャコウネズミ等が確認されている。

冬鳥であるシロハラが末吉宮に隣接する樹林地を集団でねぐらとして利用するほか、ツバキの花を食べるメジロ、クチナシの実をついばむヒヨドリ、昼間に高木をねぐらとするオリエオオコウモリ等当該区域の植物を多くの鳥獣が利用し、これら鳥獣にとって重要な地区である。

当該区域は、市街地にあつて、多様な鳥獣類の休息地及び採餌の場であり、また、市民が自然とふれあう憩いの場となっていることから、身近な鳥獣生息地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区の存続期間を更新するものである。

管理方針

- ・ 鳥獣のモニタリング調査、現地巡視等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- ・ 鳥獣の生息環境を脅かすような人の不用意な行為や、ごみの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するため定期的な巡視、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

2 更新の理由

カワセミやメジロ、ウグイス、オリーブオオコウモリをはじめとする鳥獣の保護を引き続き図る必要があるため。

3 更新する鳥獣保護区の土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 19ha

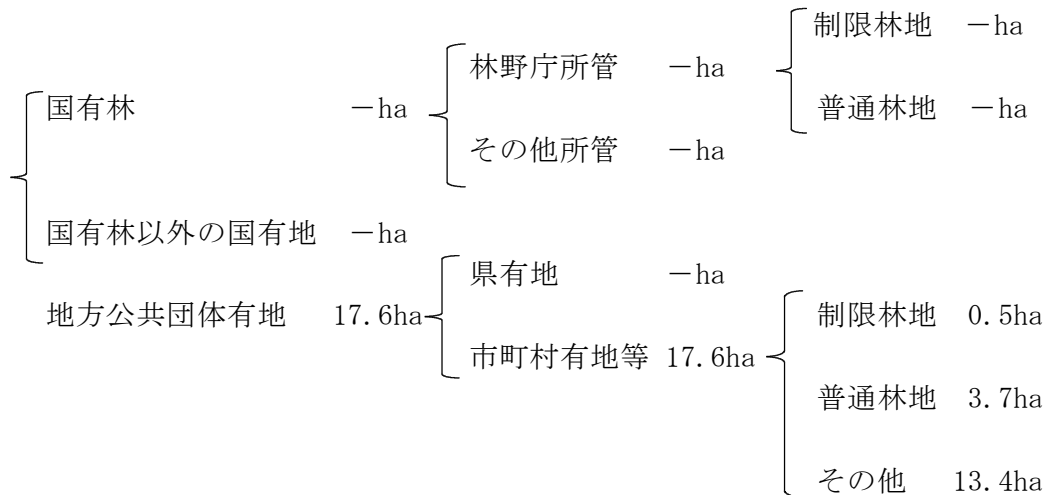
内訳

ア 形態別内訳

林野 15.4ha
農耕地 1ha
水面 1ha
その他 2.6ha

イ 所有者別内訳

国有地 1ha



私有地等 0.4ha

公有水面 1ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域 1ha

自然公園法による地域 1ha

文化財保護法による地域	1.21ha
都市計画法による公園地域	19ha

4 更新する区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 鳥獣保護区の位置

当該区域は、那覇市の北西にあって、首里末吉町1丁目及び首里儀保町4丁目の一部の区域からなる。

イ 地形、地質等

当該区域は、東西を流れる安謝川を挟んで段丘状の地形になっている。高い所には琉球石灰岩が分布し、低い所は泥岩層あるいは風化土壌であるジャーガルがみられる。

ウ 植物相の概要

当該区域の植生は、一部、常緑広葉樹林帯の自然植生で、丘陵上にクスノハカエデ、ホルトノキ、ヤブニッケイ、ホソバムクイヌビワ等が占め、また、川沿いの泥岩地には、アカギやオオバギが優先する林分がみられる。その他、シュロやダイオウヤシ等が植えられ、公園内の整備された芝地が随所にみられる。

エ 動物相の概要

当該区域では、5目12科18種の鳥類を確認している。鳥類相の目別構成は、スズメ目（11種、61.1%）が最も多く、次いで、コウノトリ目、タカ目、ハト目（各2種、11.1%）である。特に、カワセミは「改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物」において、準絶滅危惧に区分されている。人為的環境に適応した種として、メジロやシジュウカラ、シロガシラ等がみられる。

ほ乳類では、3目4科4種が生息している。また、「改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物」の記載種として、準絶滅危惧のオリエントオオコウモリ等の生息を確認している。

(2) 生息する鳥獣類

別表(表1、表2)のとおり

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

- ・平成14年度 有害鳥獣捕獲許可件数 なし
- ・平成15年度 有害鳥獣捕獲許可件数 なし
- ・平成16年度 有害鳥獣捕獲許可件数 なし
- ・平成17年度 有害鳥獣捕獲許可件数 なし
- ・当該区域内やその周辺には農耕地がなく、また、水産養殖場がないことから鳥獣による農林水産物の被害の報告はない。

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより、損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6 鳥獣保護区の維持管理に関する事項

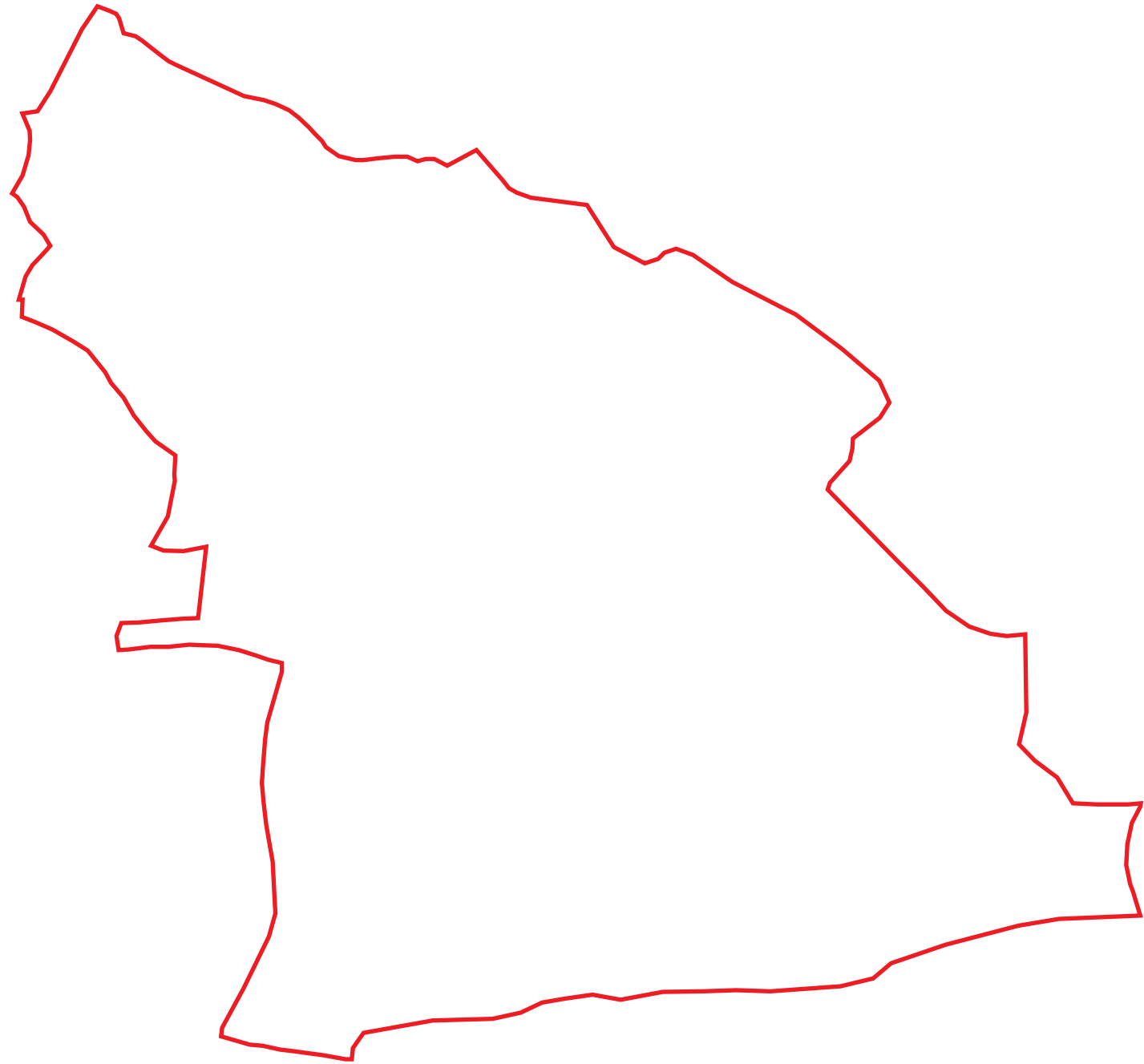
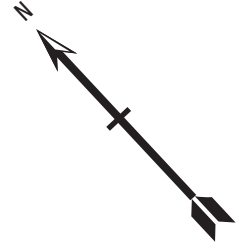
- | | | |
|-----------|-------------|----|
| ①鳥獣保護区用制札 | | 5本 |
| ②案内板 | | 基 |
| ③給水器 | } (必要に応じ設置) | 基 |
| ④給餌台 | | 基 |
| ⑤巣箱 | | 台 |
| ⑥その他 | | |

表1 末吉鳥獣保護区で確認された鳥類(冬季;H17.1、春季;H17.3)

目	科	種名	冬季	春季
コウノトリ	サギ	ササゴイ		○
		クロサギ	○	○
タカ	タカ	サシバ	○	○
	ハヤブサ	チョウゲンボウ	○	
ハト	ハト	キジバト	○	○
		ズアカアオバト	○	○
ブッポウソウ	カワセミ	カワセミ		○
スズメ	ツバメ	リュウキュウツバメ		○
	ヒヨドリ	シロガシラ	○	○
		ヒヨドリ	○	○
	ツグミ	ルリビタキ	○	
		イツヒヨドリ	○	○
		シロハラ	○	○
	ウグイス	ウグイス	○	○
		キマユムシクイ	○	
	シジュウカラ	シジュウカラ	○	○
	メジロ	メジロ	○	○
カエデチョウ	シマキンパラ		○	
5目12科18種			4	5
			9	11
			14	15

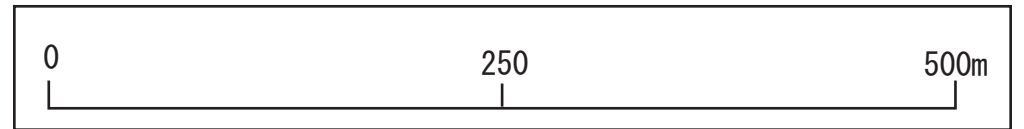
表2 末吉鳥獣保護区で確認された哺乳類(冬季;H17.1、春季;H17.3)

生息確認種			冬季	春季
目	科	種		
モグラ	トガリネズミ	リュウキュウジャコウネズミ	○	○
コウモリ	オオコウモリ	オリイオオコウモリ		○
ネコ	ジャコウネコ	ジャワマンゲース		○
	ネコ	ノネコ	○	○
3目4科4種			2目	3目
			2科	4科
			2種	4種



凡 例

 : 鳥獸保護区範圍



末吉鳥獸保護区